

# 防火設備 提出要領

提出部数 2部（正1部・副1部）

- 記載方法（No. 3-2、No. 3-3、No. 4-2、No. 5-2、No. 6-2 及び No. 7-2）については、報告書に添付の必要はありません。
- 報告書は、左側ホチキス2か所止めにしてください。  
（ファイル・紐綴じ等での提出は、ご遠慮ください。）
- 定期検査報告概要書（防概No. 1～No. 2）は、1部のみ提出。  
（報告書の中に綴じ込まないようにしてください。）

〔 防 火 設 備 〕

- 外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。

- ◎ 検査項目の判定及び記入に当たっては、
- ・国土交通省告示第723号（平成28年5月2日）
  - ・「防火設備定期検査業務基準」  
（（一財）日本建築防災協会【TEL:03-5512-6453】発行）
- を参照してください。

## ★ 添付図面 ★

【 付近見取図・配置図・各階平面図 】（ A4版折り・縮小版も可 ）

- ※ 防火区画を赤線等で明示すること。
- ※ 防火区画に設けられた防火設備の位置、種別が分かるよう表示すること。
- ※ 防火設備の作動について、連動区域又は感知器No. 等を示す。
- ※ 指摘のあった箇所は、図面上に赤書き等で明示すること。
- ※ 検査結果表の該当しない検査項目は、検査結果の「指摘なし」欄に「－」を記入してください。